

新規事業

非対面型サービス導入支援事業を開始します！

～非接触型サービス導入による業態転換支援～

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りながら経済活動を進めていくためには、いわゆる3密回避を前提としたビジネスモデルへの転換が必要となります。そこで、業界団体が作成した感染拡大予防ガイドラインの普及啓発から、ガイドライン等に沿った都内中小企業の具体的な取組までを支援する「新しい生活様式に対応したビジネス展開支援事業」を実施します。

本事業では、上記事業の一環として、非対面型サービスの導入に取り組む中小企業を支援するため、その経費の一部を助成します。

このたび、以下のとおり募集を行いますのでお知らせします。

募集概要

(1) 助成対象：東京都内で令和2年3月31日現在、都内に登記簿上の本店又は支店があり、対面型の事業を実質的に行っている中小企業者（会社及び個人事業者）

(2) 助成内容：非対面型のサービスの導入費用等

・助成対象経費：①備品購入費（1点当たり税抜10万円以上50万円未満）

②備品リース費

（例）学習塾のオンライン配信授業に必要な機器、等

③委託・外注費

（例）新規にECサイトを開設する際の委託費用、等

④販売促進費（助成限度額50万円）

※④販売促進費のみの申請はできません

・助成限度額：200万円（申請下限額50万円）

・助成率：助成対象経費の3分の2以内

・助成対象期間：令和2年5月14日から同年10月31日まで

(3) 受付期間：令和2年6月18日（木）から同年7月31日（金）まで（予定）

(4) 申請方法：①東京都中小企業振興公社HPから募集要項、申請書をダウンロード

②募集要項を熟読の上、申請書を作成

③申請書及び添付書類を簡易書留等の方法により公社事務局宛に送付

<書類送付先>

〒101-8691 日本郵便株式会社 神田郵便局 郵便私書箱第98号

公益財団法人東京都中小企業振興公社

非対面型サービス導入支援事業事務局

<お問い合わせ先>

電話 03-4326-8174

※6月11日[開通]～8月31日の期間は、9時から19時（土日祝日含む）

(5) その他：詳細は公社HP「非対面型サービス導入支援事業」掲載の募集要項をご覧ください。

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/hitaimen.html>



問い合わせ先（事業全般に関すること）産業労働局商工部経営支援課 西田、今井

電話 03-5320-4890

（助成金に関すること）公益財団法人東京都中小企業振興公社企画管理部助成課 影山、和田

電話 03-3251-7894